

委 託 契 約 書

収 入

印 紙

京都府を甲とし、（決裁後記入）を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

第1章 契約要項

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等賃貸借等

(2) 契約金額

ア 住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器搬入等作業委託料

委託料総額 (決裁後記入) 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (決裁後記入) 円)

イ 住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等賃借料

賃借等料 (全体額) (決裁後記入) 円

賃借等料 (月 額) (決裁後記入) 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (全体額) (決裁後記入) 円

(月 額) (決裁後記入) 円)

(3) 契約保証金

(契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。)

(4) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年 2.5 パーセント

第2章 住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器搬入等作業業務委託

(委託期間)

第2条 住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器搬入等作業業務委託（以下「委託業務」という。）の委託期間は、契約締結日から令和5年2月28日までとする。

(業務の処理方法)

第3条 乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項について、甲の指示を受けるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第4条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託業務の内容の変更)

第5条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、双方協議の上、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時中止させ若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、第4条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（次項及び次条において「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、約定期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第4号に記載の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定より計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第7条 甲が第4条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により第2条の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号アの委託料に対し第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。

2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

第3章 住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等賃借

（契約物件）

第9条 乙は、甲に対し、住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等（以下「賃借物件」という。）として別紙に掲げる物件の賃貸等を行うものとする。

（賃借物件の賃貸借等期間及び設置場所）

第10条 賃貸借等の期間は、令和5年3月1日から令和10年2月28日までとする。

2 賃借物件の設置場所は、別に定める。

（賃借等料の支払）

第11条 乙は、各月分の賃借料等の支払を翌月以降において甲に対して書面をもって請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内（次項において「約定期間」という。）に賃借料等を支払わなければならない。

3 甲は、約定期間内に賃借料等を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第4号に記載の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定より計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（売却等の制限）

第12条 乙は、甲の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、賃借物件に質権その他形式のいかんを問わず、甲の賃借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（追加又は取替え）

第13条 賃借物件の追加、取替え及び改造の必要が生じた場合は、甲乙双方で協議の上、定めるものとする。

(善管義務)

第14条 甲は、賃借物件の据付け場所を善良な管理者の注意をもって常に良好な環境に整備しなければならない。

- 2 甲の責めに帰すべき理由によって機器が損害を受け、又はこれに損傷を与えたときは、乙は甲に対し、その賠償を請求することができる。
- 3 甲は、乙の賃借物件を他人の権利の目的物とすることはできない。

(転貸等の禁止)

第15条 甲は、乙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(立入権及び秘密保持)

第16条 乙は、その関係者を賃借物件の納入、据付け、調整、修理等のために機器の据付け場所に立ち入ることができる。この場合において、その関係者は、必ず、その身分を証明する証票を携行しなければならない。

- 2 乙は、前項の立入りによって得た甲の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(賃借物件の保守)

第17条 乙は別添の仕様書に基づき賃借物件の保守を実施するものとする。

(賃借物件の返還)

第18条 甲は、賃借期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは賃借物件を乙に返還するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲が賃借物件を返還したときは、甲乙協議の上定めた期間内にこれを引き取るものとする。

第4章 一般事項

(事情変更による契約内容の変更)

第19条 契約締結後において、法令の改正、経済状況の著しい変動、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変等により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲及び乙は、相手方と協議の上、契約金額その他契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれか

に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（予算削減に係る契約の解除等）

第20条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

（談合等による解除）

第21条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（特定調達契約に係る契約の解除等）

第22条 甲は、業務が満了するまでの間は、第20条第1項、第20条の2第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第20条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第20条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第24条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第25条 乙は、第21条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第26条 第23条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第27条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第28条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の再委託)

第29条 乙は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本件業務全体に大きな影響が生じない補助的業務について、乙が当該第三者と、守秘義務を課することを内容とした契約を交わした上で、あらかじめ甲が承認した場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第30条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第30条の2 委託業務において個人情報を取り扱うときは、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (2) 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。
- (4) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- (5) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- (6) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。
- (7) 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 乙は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬

しなければならない。

- (9) 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (10) 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (11) 甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。
- (12) 甲は、この契約による個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
- (13) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（関係法令の遵守）

第31条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第32条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 京都府 西 脇 隆 俊
知 事



乙 住 所 (決裁後記入)
氏 名 (決裁後記入)

